

フリーローン・ジャスト (1/2)

2025年2月25日現在

1. 商 品 名	フリーローン・ジャスト
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 (1) 当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方 (2) 申込時満20歳以上完済時81歳未満の方 (3) 継続して安定した収入のある方 (4) 保証会社の保証を受けられる方
3. お 使 い み ち	お使いみちはご自由です 但し、事業資金にお使いになることはできません
4. ご 融 資 限 度 額	10万円以上1,000万円以内（1万円単位） ※専業主婦・パート・アルバイトの方は30万円までとさせていただきます
5. ご 利 用 期 間	6ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位）
6. ご 融 資 利 率	固定金利 年3.50% 年4.75% 年7.75% 年9.75% 年14.95% (1) 審査により年3.50%でお取扱いできない場合は、年4.75%・年7.75%・年9.75%・年14.95%で同時審査させていただきます (2) 審査結果により融資利率は異なります
7. お持ち頂く書類	(1) 本人確認資料 運転免許証、マイナンバーカード等 ※申込金額300万円超または保証会社が必要と認めた場合は、以下の書類も必要となります (2) 所得（年収）を証明するもの 源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得（年収）を証明するもの
8. ご 返 済 方 法	毎月元利均等返済 ・ボーナス時増額返済のお取扱いも可能です（6ヵ月毎、ご融資金の50%以内） ・約定返済日は、毎月2日・7日・12日・17日・22日・27日に限らせていただきます ※元金据置のお取扱はできません
9. 保 証 会 社	株式会社オリエントコーポレーション
10. 保 証 人	原則必要ありません ※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります
11. 担 保	必要ありません
12. 手数料・保証料	(1) ローン実行手数料330円 (2) 保証料は融資利率に含まれております（別途保証料をご用意いただく必要はありません）



杜の都信用金庫

MORE NO HORIZON
SHIMON BANK

フリーローン・ジャスト (2/2)

<p>13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
<p>14. そ の 他</p>	<p>※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください</p>



MORE NO HIZARD
SHINJON BANK

杜の都信用金庫